

令和3年2月25日開催

新庄市農業委員会第9回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和3年2月）議事録

1. 開催日時 令和3年2月25日（木）午前10時
2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター
3. 出席委員（17名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 清水 哲夫	5番 田宮 成彦
6番 丹 茂	7番 星川 豊
8番 五十嵐 成生	9番 佐藤 啓右
10番 齋藤 謙二	11番 指村 貞芳
12番 三原 康志	13番 高山 光弥
14番 森 良一	16番 下山 秀一
17番 星川 秀男	18番 佐藤 喜代志
19番 早坂 浩樹	
4. 欠席した委員（2名）

4番 間 真一	15番 星川 吉和
---------	-----------

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第 29 号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 30 号 農用地利用集積計画について
日程第 4 議案第 31 号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第 5 報告第 19 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 6 報告第 20 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 7 報告第 21 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

6. 出席した事務局職員

事務局長 津藤 隆浩 主 任 三宅 大輔
主 事 長南 友紀

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和2年度新庄市農業委員会第9回総会を開催いたします。総会に入る前に事務局より出席の確認をお願いいたします。

○事務局長

現在の出席委員は17名です。欠席通告者は4番の間真一委員、15番の星川吉和委員の2名です。従いまして、現に在任する委員の出席数が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第9回総会が成立していることを報告いたします。

では会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例によりまして議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に6番丹茂委員と13番高山光弥委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の三宅大輔君と長南友紀君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第29号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第29号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご提案申し上げます。賃借権設定が4件、所有権移転6件、使用貸借権設定3件の合計13件ございます。

(議案書を基に、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いいたします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○17番

2月17日に双方確認いたしました。〇〇さんは他の土地も耕作しておりますので、何ら問題無いと判断いたしました。よろしく申し上げます。

○議長

それでは、新庄地区2番について調査報告をお願いいたします。

○12番

新庄地区2番について、2月19日に調査確認しました。同一世帯、家族間での贈与という事で、問題ありませんでした。よろしく申し上げます。

○議長

それでは、新庄地区3番について調査報告をお願いいたします。

○7番

議案第29号農地法第3条の規定による許可申請についての新庄地区3番でございます。調査月日は2月18日になります。この案件については事務局より説明があったと思うん

ですけど、贈与という形をとったのは△△さんと〇〇さんとの売買が後で集積で出てくるのですけども、荒地というか、場所も点々としているという事で、こっちは贈与でやるという事ですので、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長

次に、稲舟地区1番について調査報告をお願いいたします。

○16番

稲舟1番につきまして、2月3日双方から相談がございまして、〇〇さんの田んぼの中に△△さんの田んぼが入っているというような状況でございます。△△さんは高齢により農業ができないという事でありまして、そういうふうな話になりました。対価についても妥当だと思います。よろしくお願いします。

○議長

それでは、稲舟地区2番について調査報告をお願いいたします。

○13番

稲舟2番につきまして、2月20日に双方確認とりました。両者親子関係にあり、借りる方も息子さんで新規就農者で、今後の面積も増えていくと思います。双方合意なので問題無いと思います。よろしくお願いします。

○議長

はい、稲舟地区3番について調査報告をお願いいたします。

○16番

2月18日に両方に確認いたしました。後ほど18条6項にも出ては参りますけども、△△さんが体調不良によりまして、相談があったという事です。〇〇さんについてはすぐ近くに農地を所有しているという事で、単価についても双方合意という事で、妥当だと考えます。宜しくお願いします。

○議長

それでは、次に萩野地区1番について調査報告をお願いいたします。

○11番

萩野1番について、2月21日に双方に調査いたしました。この土地は田んぼとなっていますけど、ホップ畑の跡地ですので、田んぼとしては使えないような土地という事で、でも買って貰えないかという相談を受けたそうです。単価も双方合意ですので、問題無いと判断しましたので宜しくお願いします。

○議長

次に、萩野地区2番について調査報告をお願いいたします。

○11番

萩野2番について、萩野1番と同様なんですけど、双方に連絡を取り2月21日に調査いたしました。内容は萩野1番とまったく一緒ですので、問題無しと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

萩野地区3番について調査報告をお願いいたします。

○11番

萩野3番について、2月21日に調査いたしました。同一世帯、親子関係の貸し借りという事で問題無しと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に萩野地区4番について調査報告をお願いいたします。

○11番

萩野4番について、2月21日に連絡をとり調査いたしました。同一世帯、親子関係の貸し借りという事で、問題無しと判断しましたので、宜しくお願いいたします。

○議長

萩野地区5番について調査報告をお願いいたします。

○6番

2月18日に確認調査いたしました。譲渡人の△△さんと譲受人の○○さんとは分家、本家の間柄であります。今回分家する時に分けて貰った土地を本家の○○さんに贈与するという事でありました。そういう事でありましたので問題無いと考えます。宜しくお願いします。

○議長

萩野地区6番について調査報告をお願いいたします。

○19番

萩野6番について、2月17日に確認しました。貸人と借人は親子であり、借人はその旦那様と二人で農業を続けていくという事で、問題無しと判断しました。宜しくお願いします。

○議長

それでは、次に八向地区1番について調査報告をお願いいたします。

○18番

2月18日に調査いたしました。これと同じような形で集積でも上程されていますけども、この地番が農用地地区外という事で事務局指導のもと、3条で新規という申請をしていただきました。間違いないので宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第29号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第29号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第30号農用地利用集積計画についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第30号農用地利用集積計画につきまして、新庄地区6件、稲舟地区5件、萩野地区2件、八向地区5件の合計18件でございます。議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を基に計画内容を説明)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった、賃借権設定12件、所有権移転6件について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

無いようですので、それではお諮りいたします。議案第30号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第30号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第31号農用地利用配分計画案に対する意見についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第31号農用地利用配分計画案に対する意見につきまして、新庄地区2件、稲舟地区2件、萩野地区1件、八向地区1件、合計6件ございます。議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を基に計画内容を説明)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

どうもご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった農用地利用配分計画案に対する意見について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

無いようですので、それではお諮りいたします。議案第31号農用地利用配分計画案に対する意見については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第31号農用地利用配分計画案に対する意見については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

次に日程第5、報告第19号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第19号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区2件、萩野地区1件、八向地区2件、合計5件ございます。議案書に基づきご報告いたします。
(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第19号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第19号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

○議長

次に日程第6、報告第20号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第20号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、新庄地区4件、稲舟地区1件、萩野地区1件、八向地区1件の合計7件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第20号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第20号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案の通り可決承認されました。

○議長

次に日程第7、報告第21号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第21号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第21号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第21号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については原案の通り可決承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、新庄市農業委員会第9回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和3年2月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅 沼 玲 子

議事録署名委員 丹 茂

議事録署名委員 高 山 光 弥